

型式適合認定手数料一覧表

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3の規定による)

建築物： 建築基準法施行令第136条の2 の11第1号に掲げる建築物の 部分(1型式当たり)	床面積の合計 (㎡)		手数料(円)	備 考		
	30㎡以内のもの				32,000	*
	30㎡を超え	100㎡以内のもの			45,000	
	100㎡を超え	200㎡以内のもの			62,000	
	200㎡を超え	500㎡以内のもの			78,000	
	500㎡を超え	1,000㎡以内のもの			100,000	
	1,000㎡を超え	2,000㎡以内のもの			140,000	*
	2,000㎡を超え	10,000㎡以内のもの			350,000	*
	10,000㎡を超え	50,000㎡以内のもの			570,000	
	50,000㎡を超えるも				1,120,000	*

注) 備考欄に*がついている手数料は、令和元年10月1日に改正されました。

【既に型式適合認定を受けた型式を変更する場合の手数料】

建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第五号のイ、ロ、ニに掲げる規定の区分に応じ、各々に定める係数を上表の手数料に乗じた額を当該手数料とする。

変更に係る規定及び手数料の考え方に関しては下表を参照ください。

区分	変更に係る規定※1	手数料に乗じる係数	備考
イ	(一)	3/5	(一) 構造に関する規定 (二) 防火に関する規定
ロ	(二)	1/4	
ニ	(一) + (二)	4/5	

※1 建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第五号の表中の(一)、(二)に掲げる規定

(算定例.1) 既に型式適合認定を受けた型式(床面積の合計が500㎡)の構造に関する規定を10型式変更する場合

$$78,000 \times 3/5 \times 10 \text{型式} = 468,000 \text{円}$$

(算定例.2) 既に型式適合認定を受けた型式(床面積の合計が500㎡)の防火に関する規定を変更する場合

$$78,000 \times 1/4 \times 3 \text{型式} = 58,500 \text{円}$$